

川崎市における過誤調整の事例

高齢者事業推進課指導係



過誤調整とは？

- ▶ 介護報酬の請求金額等の誤りが判明したことによる、返金・再請求等の手続き。
- ▶ 本来は不要な煩雑な手続きが必要になる。
- ▶ 実質的な介護報酬の受領時期が遅くなる、急に大金を返金する必要がある場合がある。
→事業所にとって大きな負担になる



過誤調整が必要なケース（参考例）

- ▶ 加算の要件を満たさなくなったが、取り下げの届出をせず誤って請求してしまった。
- ▶ 必要な公費請求（生活保護等）を行わなかった。
- ▶ 併用不能なサービスを同時請求してしまった。
- ▶ 入院中に福祉用具貸与などのサービスを請求してしまった。



過誤調整が必要なケース（参考例2）

- ▶ 行政の運営指導・監査等により不正請求が判明した。
※介法第22条第3項により40%加算金を科される場合も。
- ▶ 利用者の負担割合の区分変更（所得更正など）。
 - 事業所の責によらないケースもあるが、大半は事業所（法人）の請求事務の適正化で回避可能。



過誤調整を発生させないためには

- ▶ 加算の要件をしっかりと確認する。
- ▶ 人員基準には余裕をもたせる。基準をしっかりと把握する。
- ▶ 報酬改定の上きは特に慎重に（義務的な基準や減算要件が追加されることもある）

→加算や報酬請求事務に精通した職員を！



過誤調整が発生した事例①

- ▶ 不適切な人員配置で入浴介助加算を算定していた。
(通所介護)
 - 2018～2022年にかけて1235件の請求誤りを認め
返還・再請求した。
 - 加算の要件をよく確認しましょう！



過誤調整が発生した事例②

- ▶ 利用者に対し、必要な説明・同意確認をせずサービスを提供した。（居宅介護支援）
 - 直近6カ月の居宅サービス計画に占める、各サービス（訪問介護等）の割合。
- ▶ 当該項目が追加された令和3年度報酬改定以降、同意を取っていなかった全利用者分の報酬返還となった。
 - 報酬改定で追加された義務的基準！



過誤調整が発生した事例③

- ▶ 個別機能訓練計画を作成前の期間に、個別機能訓練加算を算定してしまった。（特定施設）
 - 加算に限らず、報酬請求の際は日付についても十分注意しましょう！



過誤調整が発生した事例（その他）

- ▶ 加算の算定に誤りがあるケース。
 - ・ 人員基準の不備
 - ・ 計画書や実施の記録など帳票類の不備
 - ・ 行政への報告（Life関連・処遇改善実績報告など）不備
- ▶ 複数の事業所でみられた。最もよくあるケース。
 - 加算に関しては特に注意！
 - 加算届出の際のチェックリストを使って再確認を！



御静聴ありがとうございました。

- ▶ 過誤調整の事例紹介は以上となります。
- ▶ 実際の過誤調整手続きについては、後の講義で改めて御案内を予定しています。

